

■参加者募集のお知らせ

ピアカウンセリング～障害当事者による相談会～

○視覚障害者対象

毎月第1土曜日 午前10時～午前11時30分

○聴覚障害者対象

毎月第2日曜日 午前9時～午前10時30分

○肢体不自由者対象

毎月第2金曜日 午後1時30分～午後3時

※場所は熊谷市立障害福祉会（熊谷市宮町2-65）です。



障害者虐待防止セミナー

○内 容

平成24年10月より、障害者虐待防止法が施行されたことに伴い、このたび、障害者虐待防止法の内容や虐待防止の取り組みについて、市民の皆様をはじめ、障害福祉サービス事業関係者、障害者雇用関係者の方々とともに理解を深めるため、セミナーを開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

○日 時

平成25年9月27日（金）10時00分～11時30分
(開場9時30分)

○場 所

熊谷文化創造館さくらめいと会議室
(熊谷市拾六間111-1)

○講 師

高橋和久氏(林法律事務所弁護士)

○参加費

無料

○申し込み方法

電話またはFAXにて下記の連絡先までお申込み下さい。
※手話通訳あり



熊谷市障害者相談支援センター

相談受付

9時～17時

休業日

毎週火曜日・祝日・振替休日
年末年始（12月29日～1月3日）

所在地

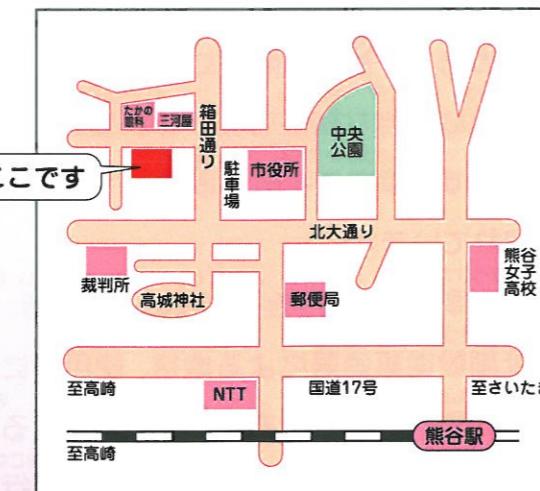
〒360-0041 熊谷市宮町2-65
(熊谷市立障害福祉会館内2階)

電話

048-501-0439

FAX

048-578-4026



■平成24年度を振り返って

平成24年度においては、市民の皆様をはじめ、関係機関のご支援、ご協力をいただき、ありがとうございました。

一年間の相談利用件数は、4517件と、多くの市民の方にご利用いただきました（前年度より903件増）。昨年度から「計画相談支援」が実施されたことに伴い、サービス等利用計画に関する相談が多く寄せられました。内容別では「福祉サービスの利用支援」、方法別では「訪問」の件数が、平成23年度

●相談利用の件数（期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日）

全体の相談件数

新規	継続	計
131件	4386件	4517件
けん	けん	けん
けん	けん	けん

方法別の相談件数

来電	電話	訪問	メール・FAX	支援会議	その他
441件	2673件	1082件	241件	56件	24件
けん	けん	けん	けん	けん	けん
けん	けん	けん	けん	けん	けん

障害別の相談件数

知的障害	3182件
肢体不自由	890件
視覚障害	231件
聴覚障害	6件
言語障害	2件
内部障害	71件
発達障害	4件
高次脳機能障害	1件
その他	130件

内容別の相談件数

福祉サービスの利用援助	508件
社会資源を活用するための援助	210件
社会生活力を高めるための支援	439件
権利擁護	68件
専門機関の紹介	11件
その他必要な支援	1188件
連絡調整	2093件

法改正等情報のご紹介

障害者総合支援法

ことし がつ 今年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(略称「障害者総合支援法」)が施行となりました。

へいせい ねん 平成21年、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、障害者福祉の制度改革へ向けた様々な議論が重ねられてきました。途中、「つなぎ法」の施行などの経過措置も経て、平成24年6月に成立。今年4月に施行となりました。

みぎす 右図に障害者総合支援法による改正部分のポイントを示しました。障害者の範囲拡大や障害程度区分の見直し、重度訪問介護の対象拡大などが盛り込まれています。施行後3年を目途に見直すといった「検討規定」もあり、今後の動向が注目されます。

障害者差別解消法

ことし がつ 今年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(略称「障害者差別解消法」)が成立。施行は平成28年4月となります。

この法律は、国連障害者権利条約の批准へ向けて国内法整備の一環として、改正障害者基本法で障害者への差別禁止が定められたことを受け、その差別解消策を具体化するために制定されました。

内容としては、公的機関や民間事業者に対し、

障害福祉施策の主な動向



平成15年 4月	支援費制度の施行
平成18年 4月	障害者自立支援法の施行
平成22年 12月	障害者自立支援法の改正(つなぎ法)
平成23年 8月	障害者基本法の改正
平成24年 10月	障害者虐待防止法の施行
平成25年 4月	障害者総合支援法及び障害者優先調達推進法の施行 障害者差別解消法の成立(施行は平成28年4月)

障害者総合支援法による制度改正のポイント (自立支援会・障害福祉計画関連を除く)		
名稱 基本理念	障害者自立支援法	障害者総合支援法
障害者の範囲 (障害児を含む)	身体障害者・知的障害者 精神障害者(発達障害者を含む)	難病疾患(130疾患)を加える
障害支援区分	障害程度区分	平成25年度末まで検討して26年度から障害支援区分に移行(25年度中は障害程度区分が継続)
サービス利用 方 法	自立支援法の支給手続きを継承 (手続き窓口・利用者負担に変更無し)	平成26年度から ①重度訪問介護の対象拡大 ②ケアホームのグループホームへの一元化 ③地域移行支援の対象拡大
自立支援給付		じゅうしききょうめんかくたいほう 障害者への理解・啓発事業・手話通訳等養成事業の追加
地域生活支援 事 業		

障害を理由とした不当な差別的取り扱いを禁じています。また、過重負担にならない限りは施設のバリアフリー化を進める等の、必要かつ合理的な配慮を求めるものとなっています。そして、この必要かつ合理的な配慮については、公的機関では法的義務、民間事業者では努力義務となっています。

何が差別にあたるか等の具体的なガイドラインについては、3年後の施行へむせいで、政府がこれから作成していくこととなっています。

この法律では、虐待を養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待の3種類に分けており、養護者による虐待の通報や届出・支援等の対応は市町村が行うことを

障害者優先調達推進法

ことし がつ 今年4月から「国等による障害者支援施設等から物品等の優先調達等に関する法律」(略称「障害者優先調達推進法」)が施行となりました。この法律は、就労支援事業所や障害者雇用企業で就労する障害者や在宅で就労する障害者の経済面の自立を進めることを目的とし、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、こうした障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを求めています。法律が全国的に展開されることで、障害のある人が働く場における物品や業務委託の受注機

かい かくたい 会の拡大が期待されており、前記した2つの法律あわ こんご どうこう ちゅうもくと併せ、今後の動向が注目されます。



センター業務のご案内

障害者虐待防止センターの設置

へいせい ねん がつ 平成24年10月、障害者虐待防止法(正式に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」)が施行されました。これは、虐待によって障害者の権利や尊厳が損なわれることを防止するための法律であり、そのため障害者の養護を行う者等を支援するための法律です。

対象となる障害者は、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)のある人や心身の機能に障害があり、社会的障壁によって日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態の人があたります(障害者手帳を取得していない場合も含まれています)。

この法律では、虐待を養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待の3種類に分けており、養護者による虐待の通報や届出・支援等の対応は市町村が行うこ

とし、障害者虐待防止センター(以下「虐待防止センター」という)の設置を義務付けています。障害者福祉施設従事者等及び使用者による虐待の対応は都道府県の責務となっています。虐待防止センターの業務は、委託することがであります。

虐待防止センターの役割は、①虐待に関する通報や届出の受理、②虐待に関する相談・指導、③虐待の防止や養護者支援に関する広報・啓発活動の3つです。当センターでは、通報や届出の受付に関し、速やかに市の担当部局と協議ができる体制を整備しており、広報及び啓発活動として、「障害者虐待防止セミナー」を今年度も開催する予定です。障害者虐待の防止には、市民の皆様のご協力が欠かせません。どうか、ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。